

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## ／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、株主の皆様をはじめとする全てのステークホルダーの信頼と期待に応え、企業価値を継続的に向上させるために、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項の一つと認識しており、その強化及び充実に取り組んでおります。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

##### 【補充原則1-2④】

当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用や招集通知の英訳については、現段階では業務効率の観点から実施しておりません。現状の株主構成や株式分布状況等を勘案すると株主の議決権行使は問題なく行える環境にあると認識しております。今後は株主からの要望等を踏まえ、必要に応じて議決権行使の環境整備や招集通知の英訳について検討してまいります。

##### 【補充原則4-1③】

最高経営責任者（CEO）等の選定については、監査等委員である取締役（全員が独立社外取締役）を含む取締役会において、その適任性等について総合的に検討しております。当該選定プロセスをもって適切な最高経営責任者（CEO）等を選定する体制を採っているため、現時点で後継者計画書を文書の形式で策定しておりませんが、今後、後継者計画書を策定する場合は、取締役会が主体的に関与・監督して参ります。

##### 【原則4-11. 取締役会・監査等委員会の実効性確保のための前提条件】

当社の監査等委員である取締役には、財務・会計領域を専門とする者はありませんが、これまでの当社における監査役としての経験等に基づき、財務・会計領域に関する十分な知見を有していると考え、監査の実効性に支障は無いと考えております。なお、財務・会計領域を専門領域としてきた管理部門の担当者及び会計監査人等との連携により、補完されるものと考えております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

##### 【原則1-3. 資本政策の基本的な方針】

当社は、既存事業を成長軌道に乗せる一方、複数の新規事業を創造し、収益化させていく方針です。そのため、新規事業をはじめとする成長戦略への積極的な投資を行う方針です。

また、将来の事業展開に即応できる財務体質の強化を重要課題として位置付けております。現在は成長過程にあると考えていることから、経営基盤の安定化を図るために内部留保を充実させ、新規事業の早期展開、事業拡大、事業効率化のために投資を行い、企業価値向上を図ることが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

##### 【原則1-4. 政策保有株式】

当社は、政策保有株式を、取引先等との総合的な取引関係の維持・強化等を目的として、中長期的に保有することを前提に投資する株式と考えます。

##### 【政策保有に関する基本方針】

当社は、政策保有の上場株式を保有しないことを基本方針としつつ、例外的に、取引先等との取引関係の維持・強化による当社事業の拡大等の観点から、当社の中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合、取引先等の株式を取得及び保有する方針としております。

当社は、政策保有株式を保有した場合、取締役会において、個別の政策保有株式毎に、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証致します。

##### 【政策保有株式に係る議決権の行使基準】

当社は、政策保有株式の議決権行使に際し、当該取引先等において健全なガバナンス体制が担保されていることを前提として、当社の企業価値向上の観点から総合的に判断し、適切に議決権を行使いたします。

##### 【原則1-7. 関連当事者間の取引】

関連当事者取引につきましては、原則、行わないことを方針としております。ただし、やむを得ず関連当事者取引を実施する場合は、その取引が当社の経営の健全性を損なっていないか、その取引が合理的判断に照らし合わせて有効であるか、また、取引条件は他の外部取引と比較して適正であるか等に特に留意して行う方針であります。

新規に関連当事者取引に該当する取引を行う場合は、当該取引の合理性（事業上の必要性）、取引条件の妥当性等を慎重に検討したうえで取引を行う等、取引の適正性を確保する体制を構築しており、必要に応じて取締役会の承認を経ることとしております。

なお、当社では、関連当事者取引の有無を把握するため、全役員を対象として関連当事者リストの作成を行っております。ADMプロジェクトが担当部署となり、取引開始前に関連当事者取引等の有無を確認する体制を構築しております。当該リストは定期的に更新することとしております。

##### 【補充原則2-3①】

当社は、関わる全ての人々を幸せにするためのサイクルを回し続けながら、持続可能な組織づくりを追求し「世界中の人々を魅了する会社を創る」というビジョンを実現したいと考えております。SDGs実現に向けた活動は、当社が創業以来重視する上記の価値観に基づく事業活動と重なります。当社は、社会を構成する1人1人の働きがい、生産性の向上が持続可能な社会の実現に繋がると考え、wevoxを通じてあらゆる組織におけるエンゲージメントの可視化及び向上を支援して参ります。

##### 【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は企業年金制度を採用していないため、企業年金のアセットオーナーには該当いたしません。

**[原則3-1. 情報開示の充実]**

**(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画**

当社はVision及び行動指針を当社ホームページに開示しております。また、経営戦略、経営計画については、決算説明会資料等において開示する方針としております。

**(ii) コーポレートガバナンスコードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針**

本報告書「1. 基本的な考え方」に開示しております。

**(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続**

[取締役報酬関係]の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

**(iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続**

経営陣幹部及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の候補者については、当社の企業理念を理解し、当社の経営陣幹部または取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を候補者とする方針です。取締役会においてその適任性等について検討し、代表取締役及び監査等委員である取締役3名をメンバーとする指名委員会の意見を踏まえて指名致します。監査等委員である取締役の候補者については、当社の企業理念を理解し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の監督を的確かつ公正に遂行できる正義感、知識、能力、経験を有している人物を候補者と致します。なお、監査等委員である取締役の候補者については、事前に監査等委員会の同意を得ております。

**(v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明**

当該取締役を候補者とした理由を株主総会招集通知に記載し、当社ホームページにて開示しております。

**[補充原則4-1①]**

取締役会は、法令及び定款に定められた重要事項等を決定しており、その他の業務執行については、意思決定の迅速性の観点から、社内規程に基づき権限移譲を行っております。取締役会規則、職務権限規程等の社内規程に基づき、取締役会、代表取締役、管理担当取締役、各プロジェクトリーダーの権限を明確に定め、当該基準に基づき、それぞれの意思決定機関及び意思決定者が決裁を行っております。

**[補充原則4-2①]**

[取締役報酬関係]の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

**[補充原則4-3①・4-3②・4-3③]**

現時点において、当社は代表取締役を選解任するための具体的な基準に基づく手続を定めていません。今後、客観性・適時性・透明性のある手続の確立に向けて検討して参ります。

**[原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質]**

当社は、独立社外取締役の選任に際して、会社法に定める社外取締役の要件に加え、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れのない事を独立社外取締役に指定するための基準としております。また、企業経営に関する豊富な経験や高い専門性・見識を資質として重視しております。

**[補充原則4-11①]**

当社の取締役会は、独立社外取締役3名を含む計6名の取締役により構成されており、実効性のある議論を行うのに適正な規模であると考えております。取締役の選任については、当社の企業理念を理解し、当社の取締役として相応しい豊富な経験、高い見識、高度な専門性を有する人物を選任し、加えて独立社外取締役については、独立した立場で業務執行の監督を期待できる人物を選任することにより、取締役会全体としてのバランス、多様性及び規模を十分に考慮した取締役会の構成を図る方針です。

**[補充原則4-11②]**

当社の取締役の兼任状況は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を十分に確保できる合理的な範囲にあると考えております。他の上場会社等の役員の兼任状況につきましては、株主総会招集通知や有価証券報告書等において開示しております。

**[補充原則4-11③]**

当社は取締役会の実効性に関する分析・評価(実効性評価)を毎年行う事としております。2020年10月～11月に監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役に対して事前にアンケートを実施し、その結果を資料として、取締役会において審議する方法により実効性評価を実施致しました。取締役会としては、各取締役の当社ビジョンに対する深い理解、取締役会における審議事項と経営陣に委任すべき判断事項との振り分けが適切である事、経営陣に対する取締役会の高い監督機能に基づく健全なリスクテイクを支える環境整備が行われている事等を確認できましたので、全体として概ね実効性が確保されているものと評価致しました。これらの分析を踏まえ、今後も取締役会の機能の向上に努めてまいります。

**[補充原則4-14②]**

当社は、取締役に対するトレーニングとして、社外役員を含む新任取締役に對し、当社の経営方針や事業全般の説明を行い、当社に関する知識の習得を支援する方針です。また、取締役の業務を行うにあたって、必要な知識を習得するための外部研修等に関する費用を負担することで、取締役としての役割及び責務について理解を深めるための支援を行う方針です。

**[原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針]**

当社は、株主との建設的な対話に関する方針を下記の通り定めております。

**(i) 株主との対話全般について、IR担当部署であるADMプロジェクトが中心となり、当該部門の担当役員が統括いたします。**

(ii) ADMプロジェクトは、対話を補助する総務、財務、経理等の担当者と日常的に情報交換を実施しており、開示資料の作成に際しても協働して内容の検討を行う等、有機的な連携を図ります。

(iii) 当社は、決算説明会を定期的に開催しており、また、当社ホームページに決算説明会資料を掲載する等、情報提供の充実に取り組みます。

(iv) 株主からの意見については、ADMプロジェクトが取りまとめ、適宜、経営陣幹部や取締役会にフィードバックを行います。

(v) 株主との対話に際しては、社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底することとしております。

**[原則5-2. 経営戦略や経営計画の策定・公表]**

当社が展開する「People Tech事業」は、IT技術の進歩が著しく将来の予測が困難なため、収益力・資本効率等に関する目標は開示しておりませ

んが、将来の収益拡大の方向性を検討する際には、自社の資本コストを的確に把握したうえで、事業ポートフォリオの見直しや経営資源の配分等に取り組んで参ります。また、それらの施策に関する株主への説明方法等についても、引き続き検討して参ります。

## 2. 資本構成

|           |            |
|-----------|------------|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |
|-----------|------------|

### [大株主の状況]

| 氏名又は名称                                                                                             | 所有株式数(株)  | 割合(%) |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
| 株式会社ラウレア                                                                                           | 3,420,000 | 25.61 |
| 新居 佳英                                                                                              | 1,422,400 | 10.65 |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)                                                                                 | 1,308,800 | 9.80  |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)                                                                            | 967,000   | 7.24  |
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)                                                                                | 714,800   | 5.35  |
| NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON TREATY ACCOUNT 15.315 PCT<br>(常任代理人 香港上海銀行東京支店) | 616,200   | 4.61  |
| 野村信託銀行株式会社(投信口)                                                                                    | 425,200   | 3.18  |
| GOVERNMENT OF NORWAY<br>(常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)                                                   | 387,900   | 2.90  |
| CREDIT SUISSE (LUXEMBOURG) S. A./ CUSTOMER ASSETS, FUNDS UCITS<br>(常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)              | 320,000   | 2.39  |
| 株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)                                                                             | 290,900   | 2.17  |

|                 |    |
|-----------------|----|
| 支配株主(親会社を除く)の有無 | ―― |
| 親会社の有無          | なし |

### 補足説明

上記大株主の状況における株式数は、2020年9月末日現在の者を記載しております。

①2020年3月31日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、クーブランド・カードィフ・アセット・マネジメント・エルエルビー (Coupland Cardiff Asset Management LLP) が2020年3月26日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

保有株券等の数:952,700株  
株券等保有割合:7.17%

②2020年4月17日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、BNYメロン・インベストメント・マネジメント・ジャパン株式会社が2020年4月13日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

保有株券等の数:1,141,400株  
株券等保有割合:8.59%

③2020年7月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、アセットマネジメントOne株式会社が2020年6月30日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

アセットマネジメントOne株式会社  
保有株券等の数:1,113,300株  
株券等保有割合:8.37%

みずほ証券株式会社  
保有株券等の数:14,200株  
株券等保有割合:0.11%

④2020年7月21日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村証券株式会社が2020年7月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

野村証券株式会社  
保有株券等の数:5,837株  
株券等保有割合:0.04%

ノムラ インターナショナル ピーエルシー (NOMURA INTERNATIONAL PLC)

保有株券等の数:42,500株

株券等保有割合:0.32%

野村アセットマネジメント株式会社

保有株券等の数:1,037,400株

株券等保有割合:7.79%

⑤2020年9月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、JPモルガン証券株式会社が2020年8月31日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社

保有株券等の数:746,200株

株券等保有割合:5.61%

ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー (J.P. Morgan Securities plc)

保有株券等の数:53,855株

株券等保有割合:0.40%

⑥2020年9月18日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2020年9月15日現在で以下の株式を保有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質保有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。

保有株券等の数:536,995株

株券等保有割合:4.03%

### 3. 企業属性

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| 上場取引所及び市場区分           | 東京 第一部  |
| 決算期                   | 9 月     |
| 業種                    | サービス業   |
| 直前事業年度末における (連結) 従業員数 | 100人未満  |
| 直前事業年度における (連結) 売上高   | 100億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数     | 10社未満   |

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## // 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

|      |            |
|------|------------|
| 組織形態 | 監査等委員会設置会社 |
|------|------------|

#### [取締役関係]

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 定款上の取締役の員数             | 10 名   |
| 定款上の取締役の任期             | 1 年    |
| 取締役会の議長                | 社長     |
| 取締役の人数                 | 6 名    |
| 社外取締役の選任状況             | 選任している |
| 社外取締役の人数               | 3 名    |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名    |

#### 会社との関係(1)

| 氏名     | 属性       | 会社との関係(※) |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|--------|----------|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
|        |          | a         | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 小笹 留美子 | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
| 戸塚 隆将  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   | △ |   |   |   |
| 雪丸 真吾  | 他の会社の出身者 |           |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びiのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

#### 会社との関係(2)

| 氏名     | 監査等<br>委員 | 独立<br>役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由                                                                                                                                                                            |
|--------|-----------|----------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小笹 留美子 | ○         | ○        | ---          | IT業界における豊富な経験と幅広い知識を有しているだけでなく、これまでの常勤監査役としての実績に鑑み、今後も社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任しております。なお、小笹氏は、当社株式を200株所有しておりますが、それ以外に当社と同氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。 |



|       |   |   |     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|-------|---|---|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 戸塚 隆将 | ○ | ○ | --- | <p>過去に当社従業員の英語力向上のためのプログラム実施を依頼していましたが、現在は実施していないこと、また一人あたりの受講料も一般の取引条件と同様であったため、独立性を損なうものではないと判断しております。</p> <p>当社の経営監督機能の強化及び業務執行に係る意思決定の妥当性・適正性の確保に向け、当社の経営に対する理解、ならびに多面的な経営判断に必要な見識、経験等を勘案し、独立役員に選任しております。</p> <p>加えて、資金調達やM &amp; A、グローバル経営戦略に関する深い知見を有しており、当社事業のグローバル展開及び組織の成長過程における様々な助言を期待しております。</p> <p>なお、戸塚氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p> |
| 雪丸 真吾 | ○ | ○ | --- | <p>弁護士としての豊富な知識と経験を有しており、またこれまで当社の監査役としての実績に鑑み、今後も独立役員としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、選任しております。</p> <p>なお、雪丸氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。</p>                                                                                                                                                                                                               |

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

|        | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 委員長 (議長) |
|--------|---------|----------|-----------|-----------|----------|
| 監査等委員会 | 3       | 1        | 0         | 3         | 社外取締役    |

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 | なし |
|----------------------------|----|

### 現在の体制を採用している理由

当社は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人については、必要に応じてその人員を確保する方針としております。本書提出日現在、専任の使用人は任命しておりませんが、ADMプロジェクトが監査等委員会の職務を補助する役割を担っております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員、内部監査人及び会計監査人は、四半期に一度意見交換等を行い、三者間で情報を共有することで連携を図っております。また、監査等委員は、日々の業務の中で内部監査人と積極的に意見交換を行っており、必要に応じて会計監査人にも意見を求めることで、連携を深めております。

## 【任意の委員会】

|                            |    |
|----------------------------|----|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |
|----------------------------|----|

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長 (議長) の属性

|                  | 委員会の名称 | 全委員 (名) | 常勤委員 (名) | 社内取締役 (名) | 社外取締役 (名) | 社外有識者 (名) | その他 (名) | 委員長 (議長) |
|------------------|--------|---------|----------|-----------|-----------|-----------|---------|----------|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会  | 4       | 0        | 1         | 3         | 0         | 0       | 社外取締役    |

|                  |       |   |   |   |   |   |   |       |
|------------------|-------|---|---|---|---|---|---|-------|
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | 報酬委員会 | 4 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 社外取締役 |
|------------------|-------|---|---|---|---|---|---|-------|

#### 補足説明

取締役の指名・報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問機関として、指名委員会及び報酬委員会を設置しております。委員は過半数を独立社外取締役が務めることとしており、社内取締役1名及び独立社外取締役3名で構成されております。委員会は必要に応じて開催し、取締役の指名・報酬に係る事項について審議したうえで、その結果を取締役会へ答申いたします。

#### [独立役員関係]

|         |    |
|---------|----|
| 独立役員の人数 | 3名 |
|---------|----|

#### その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しております。

#### [インセンティブ関係]

|                                             |                    |
|---------------------------------------------|--------------------|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 <small>更新</small> | ストックオプション制度の導入、その他 |
|---------------------------------------------|--------------------|

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び従業員に対して、当社の企業価値の持続的な向上のためのインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進める事等を目的として、特定譲渡制限付株式及びストックオプションを付与しております。

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| ストックオプションの付与対象者 <small>更新</small> | 社内取締役、従業員 |
|-----------------------------------|-----------|

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）及び従業員に対して、当社の業績向上及び企業価値増大に対する意欲や士気を高める事等を目的としてストックオプションを付与しております。

#### [取締役報酬関係]

|                 |               |
|-----------------|---------------|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |
|-----------------|---------------|

#### 該当項目に関する補足説明

報酬の総額が1億円以上の者が存在しておりませんので、個別報酬の開示はしておりません。

|                      |    |
|----------------------|----|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |
|----------------------|----|

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、代表取締役及び監査等委員である取締役3名をメンバーとする報酬委員会で審議し、取締役会に提案した後、取締役会にて、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で各取締役の適正な報酬額を決定する方針としております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、各取締役の業務分担等を勘案し、監査等委員会の協議により決定しております。

#### [社外取締役のサポート体制]

ADMプロジェクトが補佐しております。

取締役会の資料は事前配布し、社外取締役が検討するための十分な時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

・取締役会

当社の取締役会は取締役6名（うち社外取締役3名）で構成されています。取締役会は原則毎月1回開催するほか必要に応じて機動的に開催し、経営上の最高意思決定機関として、法令及び定款の定めにより、重要な施策に関する事項を決議する一方、業務執行状況の監督機関としても機能しております。

・監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤の監査等委員である取締役1名及び非常勤の監査等委員である取締役2名で構成され、全員が社外取締役であります。監査等委員である取締役は、取締役会へ出席し、取締役の業務執行状況を監督しております。年間監査計画に定められた内容に従って監査を行い、月一回開催される監査等委員会において情報共有を行っております。また、監査を円滑に行うため、常勤の監査等委員が1名おります。

・内部監査

当社は、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、ADMプロジェクトに所属する1名が内部監査人として実施しております。ADMプロジェクトは年間内部監査計画に基づき、全部門を網羅するよう内部監査を実施し、代表取締役及び監査等委員会に対して監査結果を報告し、内部監査人と取締役・監査等委員会との連携を確保しております。なお、ADMプロジェクトに対する内部監査は自己監査を回避するため、Greenプロジェクトに所属する内部監査人1名が監査を担当しております。

・会計監査

当社は有限責任監査法人トーマツが監査を担当しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

・責任限定契約の内容

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務執行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員である取締役が取締役会において議決権を有する事により、取締役会の監督機能を一層強化し、経営の透明性の向上を図るとともに、外部環境の変化に対して迅速な意思決定ができる体制を構築する事により、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める事を目的として、当社は監査等委員会設置会社の形態を採用しております。



## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

|                                                      | 補足説明                                                                         |
|------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------|
| 株主総会招集通知の早期発送                                        | 法定期限（開催日の2週間前）より早期に発送しております。<br>2020年9月期の招集通知発送日は11月27日、株主総会開催日は12月18日であります。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定                                      | 当社は多くの株主に出席していただくため、株主総会の集中日を避けた日程を設定する方針であります。                              |
| 電磁的方法による議決権の行使                                       | インターネットによる議決権行使も検討しております。                                                    |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加<br>その他機関投資家の議決権行使環境<br>向上に向けた取組み | 議決権電子行使プラットフォームへの参加も検討しております。                                                |
| 招集通知（要約）の英文での提供                                      | グローバルでの事業展開を見据え、今後積極的に検討を進めます。                                               |

### 2. IRに関する活動状況

|                         | 補足説明                                                                                                                                            | 代表者<br>自身に<br>よる説<br>明の有<br>無 |
|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表     | 当社ホームページへのディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。                                                                                                            |                               |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催       | 個人投資家向けの説明会等を開催し、経営方針や業績の説明を検討しております。                                                                                                           | あり                            |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 各四半期決算発表後に、決算説明会を開催する方針であります。                                                                                                                   | あり                            |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催       | 年に数回、海外機関投資家からの要望に応じた個別面談等の実施をしております。                                                                                                           | あり                            |
| IR資料のホームページ掲載           | 適時開示資料、法定開示資料、任意開示情報、決算説明会にて使用した資料等を、当社 IR サイト ( <a href="https://atrae.co.jp/ir/index.html">https://atrae.co.jp/ir/index.html</a> ) に掲載しております。 |                               |
| IRに関する部署（担当者）の設置        | IRに関する業務はADMプロジェクトにて担当いたします。                                                                                                                    |                               |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

|                              | 補足説明                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 当社は、株主、顧客をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考えております。変化する経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営管理体制の充実を図っております。さらに、健全な倫理観に基づくコンプライアンス体制を構築し、ステークホルダーの期待に応えられるよう事業を推進していく方針です。 |
| 環境保全活動、CSR活動等の実施             | 今後、検討すべき事項として考えております。                                                                                                                                                                                |
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定    | 当社はステークホルダーに対し、IR サイトや決算発表後における説明会等を通じ、適時・適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。                                                                                                                                    |

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本方針を2020年7月に取締役会にて決議しており、その基本方針に則って、内部統制システムを構築しております。また、その後においても整備運用状況の評価・見直しを行い、実効性のある内部統制となるよう努めております。

#### 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役及び使用人は、当社が大事にする価値観である「Atrae Standard」並びに「コンプライアンス規程」をはじめとする社内規程、定款、法令及び社会規範の遵守を率先して行う。また、コンプライアンス違反の未然防止・早期発見のため、内部通報制度を導入する。
- ② 社内規程の禁止・制限事項に抵触した場合は、就業規則に基づき適正に処分を行う。
- ③ 代表取締役は内部監査担当を任命し、役職員の職務執行の適正性を確保するため、業務執行状況等について定期的な内部監査を実施する。また、内部監査担当は、必要に応じて監査等委員会及び会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 法令及び社内規程等に基づき、職務の執行に係る文書・情報を適切に保管・管理する。
- ② 文書管理部署は、取締役の閲覧請求に対して速やかに対応する。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社の業務執行に係るリスクを識別し、「リスク管理規程」に従い適切な予防策を講じる。
- ② 当社の経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合は、「リスク管理規程」に従い迅速かつ適切に対応する。
- ③ 監査等委員会及び使用人は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対し、必要に応じてリスク管理体制の見直しを進言できる。
- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、必要に応じてリスク管理体制について見直しを行う。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関する権限及び責任は、組織関連規程等において明文化し、適宜適切に見直しを行う。
- ② 担当取締役及び各プロジェクトリーダーへの適切な権限委譲を行うことで、迅速かつ効率的な意思決定を確保する。
- ③ 定例取締役会を毎月1回開催する他、機動的に意思決定を行うため臨時取締役会を開催するものとし、より迅速な課題の把握及び改善を図る。

#### 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制  
子会社の自主性を尊重しつつ、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、その執行状況をモニタリングする。

#### (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、子会社の経営に重大な影響を与える事態を把握した場合には、「リスク管理規程」に基づき適時適切に対応することにより、子会社の損害の拡大を防止し、これを最小限に止める。

#### (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 子会社は、職務執行に関する権限及び責任について、その規模の拡大に応じて当社に準じた基準を定め、業務を効率的に遂行する。
  - ② 当社は、子会社の業務運営状況について内部監査を実施し、子会社と協議のうえ、必要に応じて改善を図る。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は「コンプライアンス規程」を策定し、子会社のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
  - ② 当社の内部監査担当者は、子会社の役職員の職務執行状況について、コンプライアンスの観点から内部監査を実施する。

#### 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ① 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、必要に応じてその人員を確保する
- ② 使用人が監査等委員会の補助を行う場合は、監査等委員会の指揮命令下でのみ業務を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令は受けない。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員会補助使用人の人事評価及び懲戒等において、不利な取扱いをしてはならない。

#### 7. 監査等委員会のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員会の指揮命令に従う旨を取締役（監査等委員会である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。

#### 8. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、「監査等委員会規則」及び「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- ② 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生するおそれがあるとき、取締役による違法、または不正な行為を発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
- ③ 代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査等委員との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査等委員会監査の環境整備に必要な措置をとる。

#### 9. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

- ① 子会社の取締役等及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、当社の監査等委員会から報告を求められた事項について速やかに当社の監査等委員会に報告する。
- ② 子会社の取締役等及び使用人は、子会社に著しい損害を及ぼす事実またはそのおそれのある事実を把握した場合は、直ちに当社の監査等委員会に報告する。
- ③ 子会社は、法令・定款違反等を未然に防止する体制として内部通報制度を導入し、子会社における法令、定款、または社内規程に違反する重大な事実、その他コンプライアンス上の重大な問題に係る通報について、当社の監査等委員会への適切な報告体制を確保する。
- ④ 子会社は、当社の監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

10. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」において当該報告者を保護する。

11. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行につき当社に対して費用の前払又は償還の請求を行った場合は、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該請求に応じる。

12. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員が当社の重要課題を把握し、必要に応じて意見できるよう、取締役会の他、重要な会議に出席する機会を確保する。
- ② 監査業務の一環として取締役会議事録及び稟議書等の重要文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に説明を求めることができる。
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、監査等委員会の監査活動が円滑に行えるよう、環境整備に配慮する。
- ④ 監査等委員会は、監査の実施にあたり必要に応じて、弁護士及び公認会計士等から業務に関する助言を受けることができる。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、代表取締役の指示のもと、金融商品取引法に基づく内部統制が有効に行われる体制を構築し、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関わりを一切持たないこと、拒絶することを基本方針として、「反社会的勢力排除に関する規程」の遵守を徹底する。なお、当該勢力による不当な要求を受けた場合には、ADMプロジェクトを対応部署とし、弁護士や警察等外部専門機関と連携して対応にあたる。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

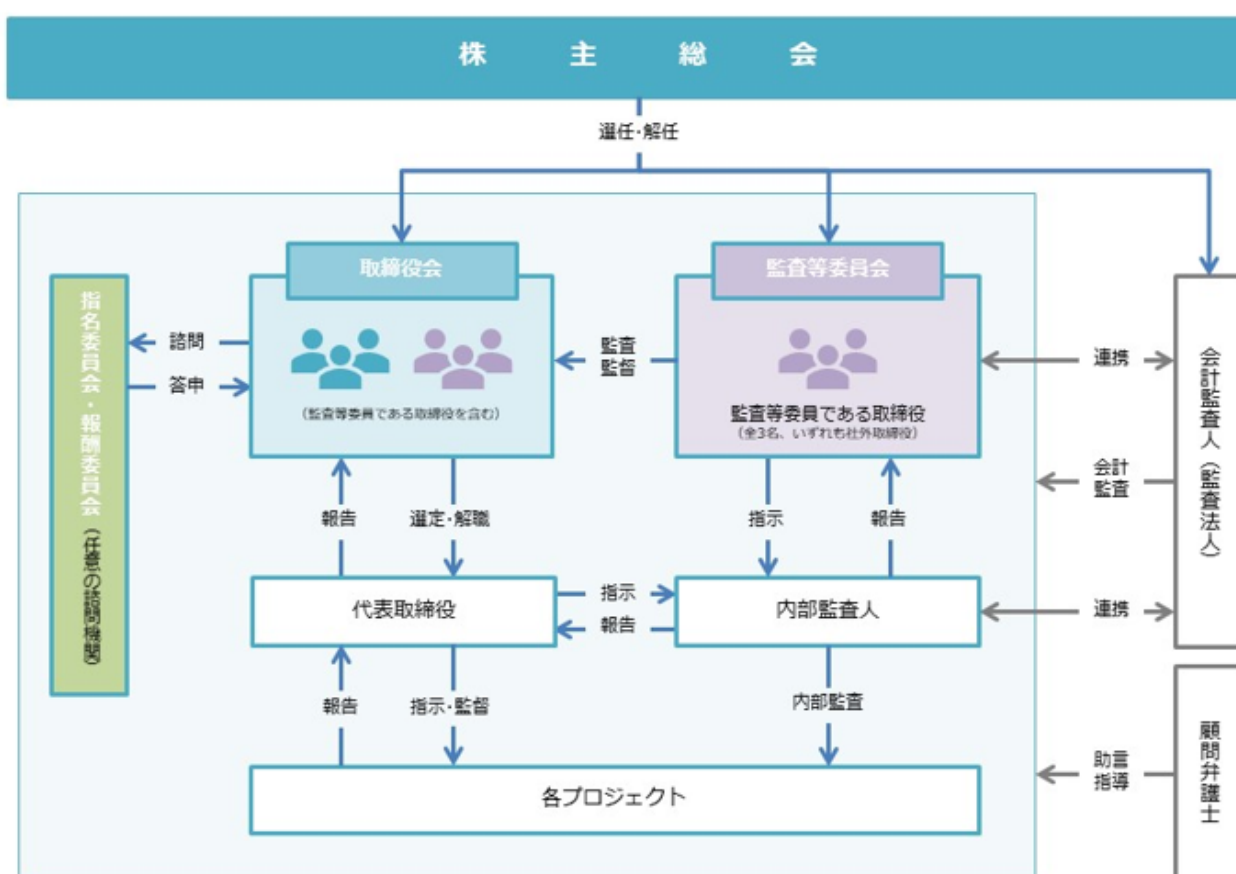
なし

該当項目に関する補足説明

買収防衛策については今後の検討課題であります。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

## コーポレート・ガバナンスの体制



# 適時開示体制の概要

